

第 4 節

快適な生活環境の整備

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 環境保全対策の充実
- 3 環境負荷の低減
- 4 上下水道の整備
- 5 うるおいのある住環境の整備
- 6 地域内の連携強化を図る道路ネットワークの整備
- 7 水辺環境の整備
- 8 地域情報化の基盤づくり
- 9 公共交通機関の整備
- 10 安全・安心な生活の確保
- 11 地域に合った景観づくり

1

計画的な土地利用の推進

目標 指標

地籍調査進捗率

平成 17 年度

99.56%

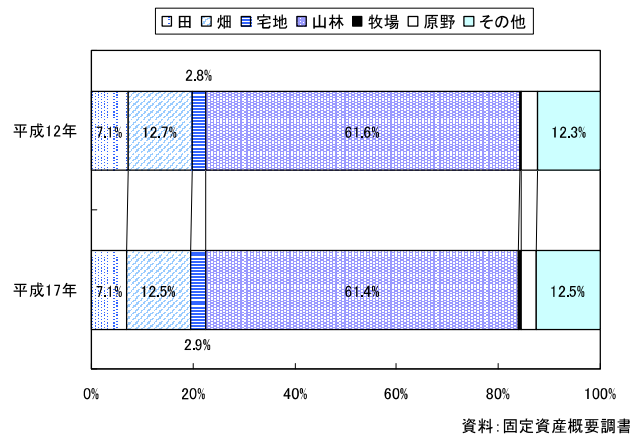
平成 26 年度

100.0%

現況と課題

- 阿武隈高原のほぼ中央にある本市では、市域面積 45,830ha の約 6 割を山林が占めています。大滝根山、日山など大小の山々が連続する阿武隈山系が南北に走り、これらの山岳を源に大滝根川や高瀬川など多くの河川が流下する豊かな自然環境に恵まれています。
- 市域の約 2 割を占める農地は、河川沿いや谷間等の限られた平地に広がり、稲作や葉たばこを中心に農作物が栽培されていますが、産業構造の高度化や後継者不足等により水田や桑園の遊休地化が進んでいます。
- 豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、市土の均衡ある発展を図るためには、無秩序な開発等を抑制するとともに、将来的な土地利用構想に基づく長期的な展望に立った計画的な土地利用を誘導する必要があります。
- 10,178ha の都市計画区域の自然環境に調和した健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業の計画的な推進が求められています。
- 都市計画区域内の用途地域指定は船引地域の一部のみで、その他については「白地地域」となっています。
- 土地の有効利用を図るため、地籍調査に基づく土地情報のデータ化により、効率的な地理情報システム^{※1}の構築とその広範な活用が望まれています。

土地利用面積



※1：地理情報システム

地理情報を蓄積し、統合的に処理、分析、表示するシステム。GIS (Geographic Information Systems) ともいう。

目指す
べき
方向性

- 地域の特性を最大限に活かした計画的な土地利用の推進
- 有効な土地利用システムの確立

施策の体系

① 計画的な土地利用の推進

- かけがえのない市土に「負の遺産」を残すことなく次世代へ継承するため、国土利用計画や農業振興地域整備計画に基づく自然環境の保全や優良農地の保全など、産業振興とのバランスや持続性を確保した秩序ある土地利用を進めます。
- 開発行為は、自然環境や居住環境、景観等に配慮した適切な規制・誘導に努めます。

② 都市的土地利用の推進

- 平成18年度策定の都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用や都市施設整備に努めるなど、秩序あるまちづくりを進めます。
- 用途地域内の都市的未利用地は、用途地域ごとの規制に基づく有効利用を誘導します。また、土地利用の動向に即した用途地域の追加、変更など、必要に応じ見直しを検討します。
- まちづくり関連3法に基づき、地域の多様性と主体性を活かした個性あるまちづくりに向け適切な土地利用を誘導します。

③ 土地情報の活用

- 地籍調査の有効活用により、市民の財産保護や適正な土地管理を促進します。
- 地理情報システムは、道路や上・下水道の管理、都市計画、農業振興など多目的な活用を図ります。



完了後の土地区画整理事業区域内（船引町東部台）

2

環境保全対策の充実

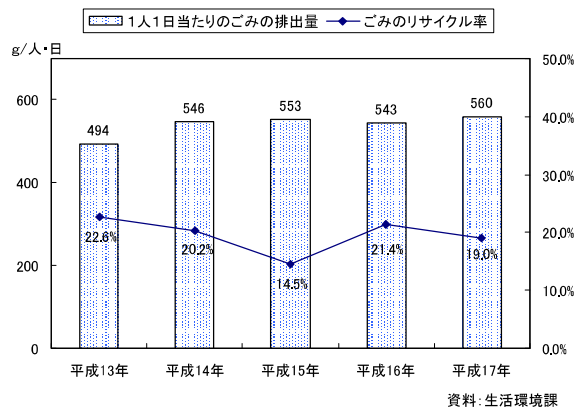
目標 指標

	平成 17 年度	平成 26 年度
1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量	560 g / 人 ・ 日	490 g / 人 ・ 日
ご む の リ サ イ ク ル 率	19.0%	24.0% 以 上

現況と課題

- 本市の貴重な財産である森林は、環境の保全や防災、水源のかん養、保健・レクリエーションの場など多様な機能を有していますが、開発や廃棄物の不法投棄等により、本来の姿が損なわれている地域もあります。
- 自然環境を保全することは長期的・広域的な視点からも大切であり、市民、事業者、行政が一体となって、森林の保全と育成、河川の水質や水辺環境の保全、生態系の保全に積極的に取り組む必要があります。
- 日常生活や事業活動が環境へ及ぼす影響と市民・事業者の自らの責任や役割に関する意識啓発を図る必要があります。
- 生活様式の変化や都市化の進行等により排出ごみの量が増加しています。
- 平成 18 年度からごみの分別方法を統一しましたが、処理は、滝根・大越地域が田村東部環境センター、船引・常葉・都路地域が田村西部環境センターに分けて行っています。
- ごみ処理量は年々増加傾向にあるため、分別収集の徹底や再資源化など削減に向けたリサイクル活動の強化が求められています。

□ ごみ排出量とリサイクル率



ブナ植林

目指す
べき
方向性

- 自然環境の適切な維持管理と次世代への継承
- 自然と共生した持続可能な循環型社会の形成
- 市民・事業者の主体的なリサイクル活動の促進

施策の体系

① 自然環境の保全

- 田村市環境条例に基づき、市民・事業者・行政が協働して自然環境の保全に取り組みます。
- 市民参加による森林や河川、生態系の無秩序な開発の抑制と適切な維持管理に努め、地域に残る貴重な自然環境の保全と継承を図ります。
- 本市は広域的な水源地域に位置しており、広葉樹等の植林による水源涵養機能の向上や下水道の整備など水質の保全に努めます。
- 小中学校における環境学習の充実や市民対象の啓発イベントなど、大切な自然環境の保全とその意識啓発を図ります。

② 生態系の保全

- 山林の適正管理や河川環境・農地の保全に努めながら、動植物の生息状況の把握とその確保に取り組みます。
- 道路や河川の整備にあたっては、生態系に配慮しながら取り組みます。
- 動物が人家に危害を及ぼすことのない生息環境を保全するため、里山の整備に努めます。

③ ごみ処理体制の充実

- ごみの分別収集の徹底に向けた啓発と効率的な収集・処理体制の充実に努めます。
- 市内ごみの資源化処理の一体化とリサイクル活動の拠点となるリサイクルセンターの整備を検討します。
- 産業廃棄物を適正に処理するため、事業者への周知・指導を徹底します。

④ ごみ減量活動の推進

- 地域の資源回収活動を支援するとともに、マイバック運動^{※1}や過剰包装防止などごみの排出抑制を図り、「もったいない運動」の推進に努めます。

※1：マイバック運動
自分の買い物袋を持って買い物し、レジ袋を使わないようにする運動。

3

環境負荷の低減

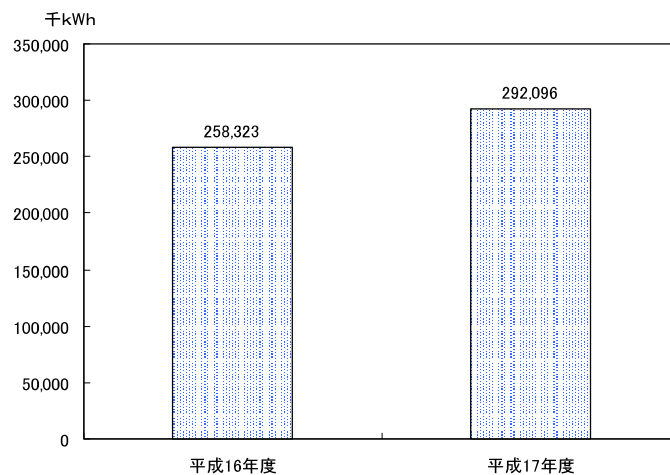
目標 指標

	平成 17 年度	平成 26 年度
市公用車のクリーンエネルギー自動車台数	—	5 台
公共施設太陽光発電システム設置件数	1 件	5 件

現況と課題

- 地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が深刻化する一方、家庭や事業所のエネルギー消費量は増加しています。
- 環境問題の多くは日常生活や経済活動が主因となっています。すべての人が自らの問題として自覚し、省資源・省エネルギーなど環境負荷の軽減に向けた取り組みを進める必要があります。
- 日常的に利用している資源やエネルギーの大半を占める石油など化石系燃料は、約 40 年で枯渇するという予測もあり、限りある資源の有効活用が省エネルギー対策と並行して求められています。
- 環境・エネルギー問題の解決に向け、太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電など新エネルギーに関する市民・事業者の意識啓発を図るとともに新たなシステムの導入など積極的な取り組みが求められています。

市内販売電力量



資料: 東北電力株式会社 福島支店

目指す
べき
方向性

- 地球環境にやさしい社会の実現
- 情報提供や環境教育の実施による市民意識の向上と人材の育成
- 市民・事業者・行政の協働による多様な取り組み

施策の体系

① 市民意識の啓発

- 市民・事業者の省エネルギーや新エネルギーに関する意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、生涯学習等を活用した普及啓発に努めます。
- 特に、学校教育との連携強化を図り、次世代を担う子どもの意識啓発に取り組みます。
- 市民・事業者の新エネルギー導入を促進するため、相談窓口の設置や支援制度の創設を検討します。

② 省エネルギーの推進

- 温暖化対策実行計画など省エネルギー関連計画を策定し、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 広報紙等の有効活用により、地域・家庭における省エネルギーの推進を図ります。

③ 新エネルギーの導入

- 新エネルギービジョンを策定するとともに、市民・事業者・行政の協働による新エネルギーの普及を推進します。
- 太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー※¹など市内に潜在している新エネルギーの利用促進と新エネルギー関連産業の振興に努めます。
- 公共施設や公用車への新エネルギー採用を積極的に推進するとともに、市民と事業者の新エネルギー導入を促進します。



常葉行政局庁舎の太陽光発電パネル

※1：バイオマスエネルギー
生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。

4

上下水道の整備

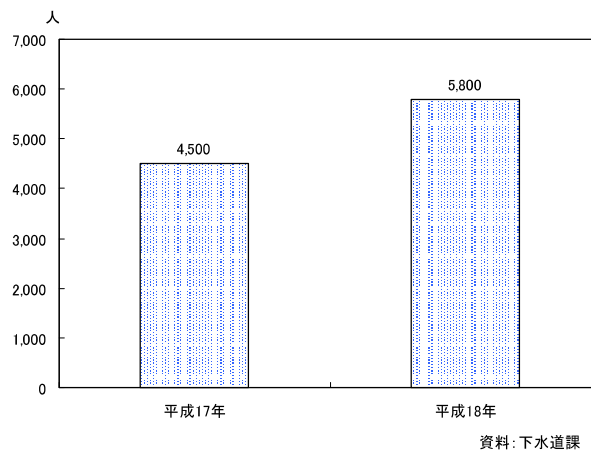
目標 指標

	平成 17 年度	平成 26 年度
市内残存石綿セメント管延長	56,007m	0m
下水道整備延長	41,587m	194,600m

現況と課題

- 安全でおいしい水を安定的に供給する上水道は、生活環境の向上や社会基盤整備の進展により需要が増加しているため、将来にわたって安定した水源の確保が求められています。
- 本市には阿武隈山系から良質の水が供給されていますが、現住人口に対する水道普及率が 50.8%と極端に低い状況にあり、水道使用料と直結する年間配水量に対する年間有収水量についても、有収率が 76.2%と県平均（平成 16 年度末 87%）を下回っています。さらに、給水収益が少ないために生じる財源不足を補助金で補填していますが、水道料金は高額にならざるを得ない状況にあります。
- 上水道管の一部は設置から 30~40 年経過したものや石綿を使用したものがあるため、計画的に更新する必要があります。
- 下水道は、生活環境の改善をはじめ河川や農業用排水路など公共水域の保全に欠かすことのできない生活基盤施設であり、良好な環境づくりに向けた着実な推進が望まれています。
- 中山間地域である本市は、大都市に比べて居住の密度が低く割高な整備や管理運営コストなど大きな財政負担となるため、地域特性に応じた効率的な下水道整備を図るとともに、公共下水道等の区域外においても合併処理浄化槽の普及に努める必要があります。

□ 下水道処理人口



目指す
べき
方向性

- 貴重な水資源の有効利用と安全・安心で良質な水の安定供給
- 衛生的で環境負荷の少ない排水処理対策の充実

施策の体系

① 良質で安定した水の供給

- 長期安定的な水の供給と良質な水の確保に向け、水道施設の計画的な保全・改修事業に努めます。
- 水道使用料金に直結する有収率向上を図るため、漏水の主因となる老朽管（石綿セメント管）更新事業を計画的に進めます。
- 給水区域拡大も視野に入れながら給水区域内の未加入世帯の加入促進に努め、水道普及率の向上を図ります。
- 水道供給体制の再編など合理的で効率的な事業運営に努めます。
- 水道水を利用していない家庭に対しては、井戸水等の水質管理を呼びかけます。

② 下水道の整備と利用促進

- 「大滝根川水環境改善総合計画」、「流域関連公共下水道計画」に基づき、計画的で効率的な事業推進に努めます。
- 平成 27 年 4 月から流域下水道が公共下水道へ移行されるため、幹線管路と大滝根水環境センターの適正な維持管理に取り組みます。
- 下水道供用開始区域内の全世帯の下水道接続を目指し、市民の意識啓発と加入促進を図ります。
- 排水処理過程で発生する汚泥の適切な処理を進めるとともに、バイオマスエネルギーとしての有効利用に向けた検討に努めます。

③ 合併処理浄化槽の整備

- 生活雑排水による河川の水質汚濁の防止と生活環境の改善、公共水域の保全を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業の推進に努めます。



大滝根水環境センター

5

うるおいのある住環境の整備

目標
指標

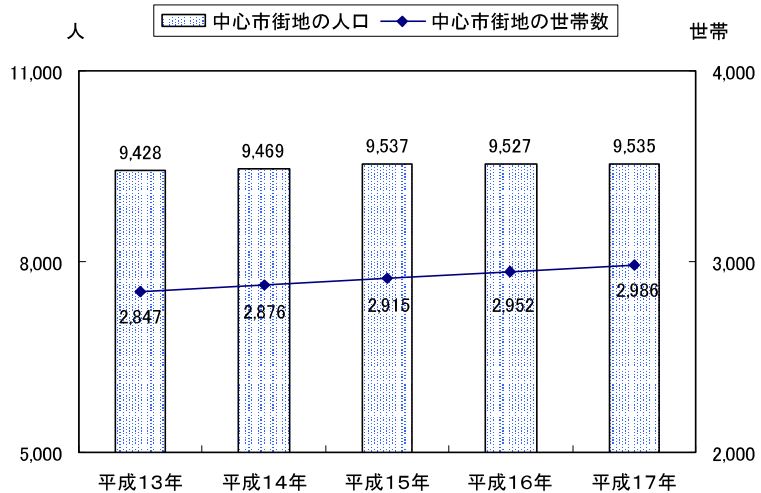
	平成 17 年度	平成 26 年度
市営住宅水洗化率	58%	100%
1人当たりの公園面積	17.28 m ² /人	26.83 m ² /人
中心市街地の人口	9,535 人	9,800 人

中心市街地は、船引町船引地区及び今泉地区

現況と課題

- JR船引駅周辺地区を含む中心市街地では、モータリゼーションに即した道路網や駐車場など基盤整備の立ち遅れ等が誘因となり、人口の減少や空き店舗の増加が見られます。
- JR船引駅東側の船引東部地区土地区画整理事業の完了に伴い、道路、公園等が整備されましたが、一部区画が未販売となっています。
- 公園や緑地は、憩いの空間として市民生活に潤いと安らぎをもたらし、市民の交流やふれあいの場としても重要な役割を担っています。市内には街区公園が5カ所、近隣公園が3カ所、地区公園、運動公園、総合公園、風致公園がそれぞれ1カ所、計12カ所の都市公園が整備されていますが、一部は老朽化が進んでいます。市街地や大規模工場、住宅地の緑化など潤いのある空間を形成することも必要です。
- 市営住宅の一部は老朽化が著しく、多様化している価値観やライフスタイルなど市民ニーズに応じた住環境づくりが求められています。

□ 中心市街地人口・世帯数



資料：住民基本台帳

目指す
べき
方向性

- 安全で快適な住環境づくりの推進
- 宅地と農地との調和のとれた緑豊かな市街地の形成
- 市民参画による潤いのあるまちづくりの推進

施策の体系

① 基盤整備の推進

- 都市再生整備計画に基づく『ふれあいと賑わいの創造』をテーマに、船引駅複合施設を拠点とした周辺整備を推進します。
- 船引東部地区土地区画整理事業区域の良好な居住環境を維持しながら、保留地の販売促進を図ります。

② 公園・緑地の整備と適正な維持管理

- 公式競技から気軽に親しめるスポーツまで、多様なニーズに対応した市運動公園の整備を推進します。
- 既存公園の計画的な修繕など適切な管理を推進するとともに、市民ニーズを反映した機能の検討と利用促進に努めます。
- 指定管理者制度による公園管理を進めるとともに、アダプトプログラム^{※1}の導入など管理に市民が参画できる仕組みづくりを検討します。
- 森林や河川を活かした緑地空間や散策道など市民が自然にふれあう空間形成に努めます。

③ 緑化の推進

- 土地区画整理事業による新市街地をはじめ既存の住宅地や商業地、工業地、農村地域の緑化、花づくり推進など、市民主体の緑化活動を促進します。
- 市役所や幹線道路など公共施設等の街路樹、沿道の緑化を推進し、地域の緑化誘導に努めます。

④ 良好な居住環境の整備

- 誰もが快適で利用しやすい市営住宅の計画的な改築・改修に努めます。
- 耐震や防火、景観に配慮した住宅づくりを誘導します。



大崎矢ふれあい公園

※1：アダプトプログラム

道路や公園などの清掃活動を地元住民に任せる制度。地元住民を里親に、公共施設などを養子（アダプション）になぞらえたもの。